医科学コラム No.64 (2025年2月) これもドーピング!?

> 2023 年度違反事例ピックアップ 禁止物質の置き忘れもアウト!

世界アンチドーピング機構(WADA) は禁 止物質(含む、薬物)を含め11種類の行為に ついて規程違反(日本アンチ・ドーピング規 程)を定めています。

多くは、検査の結果、禁止物質が尿や血中か ら検出されたことにより発見されます。

みなさんも、それがドーピング違反だと理解 できるでしょう。

しかし、11種類の違反のうち、

「正当な理由なく禁止物質・禁止方法を持って いること」(規程 2.6.1)

つまり、禁止物質(薬物)は持ってるだ けでも違反なんです。

まさか!持ってるだけなら誰にもわか らないでしょ!

自分で禁止物質持ってるなんて言うわ けないでしょ!

事実は小説よりも奇なり。そのまさかが起き てしまいました。

日本アンチ・ドーピング機構(JADA)は、 規程違反に関する決定事項を公表しています。 今回は、稀な事例を紹介します。

## 【違反事例】

公表日: 2023 年 12 月 11 日

競技名:ボディビルディング競技

禁止 (所持) 物質:蛋白同化薬のテストステロ ン、トレンボロン。成長因子および成長因子調 節物資である、インスリン様成長因子-1

つまり、筋肉マッチョや、筋肉損傷回復や筋 肉量維持への役割が期待される物質です。

事件概要: 2023年9月3日、第27回日本ク ラス別選手権大会の会場で、競技者が観客とし て来場した際のことです。

自身が競技会会場に置き忘れた所持品の中 に、禁止物質の含有が疑われる物品が含まれて いたことから、本人に事実確認が行われ、禁止 物質の所持を認める(自認)に至った。

制裁措置:3年間の資格停止

当該競技者は、その後「退会届」提出。

今回のケースは、会場に禁止物質を「置き忘 れる」ことで第三者の目に触れた場合も、管理 責任を問われる要因となりました。

だからといって、禁止物質使ってたら「黙っ てろよ!|「会場へ置き忘れるなよ!|と言っ てるわけではありません。

どうしても必要なら TUE (治療使用特例) があります。スポーツドクターに相談してくだ さい。

アスリートには「ルールを守る!」といった 規範意識の醸成が求められます。

アスリートとしての、11の規程違反を忘れ ないでください。

どのような競技であれ、遠征や合宿、試合な どで荷物を持ち運ぶ機会が多く、個人の所持品 を管理する責任がより重要になります。

以下の点に注意し、リスクを最小限に抑えま しょう。

- 1. 自身が使用する薬剤やサプリメントが禁止 物質を含んでいないか確認する
- 2. 試合会場やチーム施設に不要な薬剤やサプ リメントを持ち込まない
- 3. 所持品を定期的に確認し、禁止物質を誤っ て持ち運ばないようにする
- 4. 第三者が誤解するような状況を生まないよ う、不要なものは適切に処分する

~ルールを理解し、 競技人生を守る~



手続きを怠ったことで、たった一度の「置き 忘れ」や「管理ミス」が、選手生命を脅かすこ とになりかねません。

サッカー選手として、アンチドーピング規則 を正しく理解し、リスクを回避することは競技 力向上と同じくらい重要です。

日頃から慎重に「口に入れる物」の管理を行 うことが競技人生を守ることにつながります。

## おまけ

読者のみなさんは、ドーピンの違反通知を受 け取ったことありますか? ないですよね。

転ばぬ先の杖。

題して「3分間で知る違反通知」

簡単な動画です。Athletes Solidarity Potal が公開しました。

下記 QR コードをスキャンしみてください。



スポーツファーマシスト 川村 (青森大学薬学部)